慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一二六〕白地手形共同振出人に対する手形法一〇条の適用(広島高裁昭和四七年五月一日第二部判決)
Sub Title	
Author	黄, 清渓(Ko, Seikei) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.9 (1973. 9) ,p.115- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730915-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一二六〕白地手形共同振出人に対する手形法一〇条の適用

（約束手形金請求控訴事件　広島高裁昭四四（ネ）二二二号昭47・5・1第二部判決、判例時報六七〇号八九頁。）

〔判示事項〕

金額欄白地の手形の取得者が、補充権の内容につき共同振出人の一人に直接照会調査しなかつたときは重過失がある。

〔参照条文〕

手形法一〇条、民法一一〇条。

〔事実〕

自動車部品修理販売業者Aは、取引先のXに対し負担する約八〇万円の債務につき割賦弁済方を依頼したところ、他との共同振出にかかる約手を差入れることを条件に承諾を得た。そこでAは酒類小売業者で自己が六万円余の買掛債務を負担していたYに対し、他から一〇万円を借用して右債務を返済するから、その金借のために用いる約手の共同振出人となつてほしい、手形は一一枚で金額は一万とする、と言つて、金額欄白地の一一枚の約手用紙振出人欄にYの記名捺印を得た。XはAから右手形を見せられ、各手形に補充する金額の合意をしたが、右手形にYの自署がないので、これを求めるため、金額欄白地の右手形を携えAと共にY方を訪れ、Yに会つてその署名を得た。その際Y・X間に補充金額に関する話はなされなかつた。Xはその後Aとの合意による金額を補充しYに請求したところ、支払を拒絶された。第一審判決はXの請求を認めたが、これに対してYが控訴したのが本事案である。

〔判　旨〕

「元来、白地手形の授受は、強度の信頼関係を前提とするものであるが、特に、本件のように手形上の権利の内容としては最も重要な手形金額に関する補充については、その範囲を限定するのが普通

であるから、その他の事項についての白地手形の場合とは異なり、手形金額白地の手形の取得者は、補充権の存否、内容について振出人に直接照会して調査すべきものであつて、これを怠つた場合には、特別の事情のない限り、取得者に重過失があり、振出人は、所持人に対して、補充権濫用の抗弁を主張し得るものと解するのを相当とする。

さきに認定したところによれば、Yは、本件手形を含むX主張の一一枚の約束手形を振り出すにあたつて、共同振出人の訴外Aに対し、各通の手形金額を金一万円と補充すべき旨指定したところ、Xが訴外Aから右の手形を受領するにあたつて、同会社常務取締役と社員がYを訪れ、Y自身に面接して、金額欄等白地のままの前記約束手形一一通にその自署を求めながらも、補充権の存否・内容についてはYに確めることなく、ただ、訴外Aとの合意のみに基づき、Yの指定した金額を超える金額を手形金額とする補充をなしたことが認められるに過ぎないから、Xは、右の手形を取得するについて重大な過失があつたものといわねばならない。そして、約束手形の共同振出人は、それぞれ、別個の手形行為をなすものであるから、それが白地手形の場合、その所持人が共同振出人の一人との間において補充権行使についての合意が成立したからといつて、当然、他の共同振出人との間における補充権の存否・内容について知り得たものとはなし得ないのであつて、本件白地手形についてAの言葉を信用し、Yに対し右の点の調査を怠つたXに重過失のあることには何等消長を来たすものではない。したがつて、Yの補充権濫用の抗弁は理由がある。もつとも、本件の場合、Yは、本件各手形の取得者に対し、それぞれ、少くとも各金一万円の限度で手形金額の白地補充権を与えたものと認められるから、本件各手形金額のうち、右の限度額を超える部分については支払の責任を負担しないが、右の限度額までは支払の責任を免れないものといわねばならない。」

〔評　釈〕

判旨に対し疑問をもつ。

判決の理論構成をまず検討する。判旨は、約束手形の共同振出人は、それぞれ、別個の手形行為をなすものであるから、それが白地手形の場合、その所持人が共同振出人の一人との間において、補充権行使についての合意が成立したからといつて、当然に、他の共同振出人との間における補充権の存否・内容について知り得たものとはなし得ないとする。したがつて、特に手形金額白地の手形の所得者は、補充権の存否・内容について振出人に直接照合して調査すべきであり、これを怠つた場合には、特別の事情のない限り、取得者に重過失があるとするのである。

この結論には、二つの理論的な問題が含まれている。

㈠　まず、本件は、手形法一〇条により解決することが妥当であるかの問題である。そこで一〇条の規定を検討する。

周知の如く、手形は厳格な要式証券であつて、法定の記載事項は必ず具備しなければならない、このいわゆる「手形の要式性の原則」は、手形上のもつとも重要かつ基本的な原則の一つである。これに対し、白地手形の制度は、取引界の慣行から出発したものであり、

漸次判例、学説の支持をえながら慣習法にまで高められたが、現行手形法は、その存在を認めそれを前提とする手形法一〇条を設けるに至つた。白地手形を約束手形の振出のみにかぎつていえば、受取人は、振出人にとり手形授受の直接の相手方であり、補充権授与の合意があれば白地手形、それがなければ要件欠缺の無効手形と解し、当事者の意思が明らかでない場合には、原因関係を検討して、補充権授与の合意の有無を究明することにより、いずれかに決せられる。この場合、受取人については、善意者の保護ないしは取引安全の保護ということは別段考慮する必要はない。一〇条の対象は、受取人が、あらかじめなした合意と異なる補充をなし、この手形を第三者に譲渡した場合、第三者としては、白地手形が不当に補充されたものであることを知りえないのはもちろん、そもそもこの手形が白地手形であつたことも知りえないのが通常であろう。したがつて、不当補充の理由で、振出人が支払いを拒むことができるとすれば、第三者としては不測の損害を蒙むることになる。そこで、一〇条本文は、この場合について、振出人は第三者に対して対抗できない旨を規定し、第三者を保護している。もつとも、これは、善意者保護ないしは取引安全の保護のためであるから、第三者に悪意重過失があれば、保護する必要はない、このことは一〇条但書であきらかにされている。

前述の場合は、一〇条適用の典型的な場面である。そして、この基礎をふまえて、次の場合にも一〇条が適用ないし類推適用されるべきものと主張されている。すなわち、(1)まず、白地手形が受取人から、白地のままさらに第三者に裏書譲渡された場合、未補充の白地手形につき第三者が一定範囲の補充権があるものと信じて、それを取得した場合にも一〇条の適用もしくは類推適用を認める（この点については見解が分かれており、判例は、最判昭和三六・二・二四民集一五巻一〇号二五三六頁、同昭和四一・二・一〇民集二〇巻九号一七五六頁等が適用を認め、学説の多数説はこれに賛成しているが、少数反対説もある、例えば鈴木・手形小切手法二一四頁）。(2) 補充権の授与をともなわずに振出交付された白地手形に、受取人が一定の補充をして、それを第三者に裏書した時にも、第三者は、それを完成手形ないしは補充権にもとづき補充されたものと信じた場合、すなわち、譲受人が善意であれば、一〇条が類推適用される（判例としては、例えば、大判昭和一五・一〇・一五民集一九巻一八一二頁、大阪地判昭和三二・四・三〇金融法務一四六号七頁等がある）。(3) 補充権の授与をしないで振出交付された、あるいは補充権の撤回消滅の場合の白地手形が、白地のままで受取人から第三者に裏書されたときには、譲受人が補充権のある白地手形と思つて、取得した場合にも、一〇条が類推適用される（判例は、最判昭和三一・七・二〇民集一〇巻一〇号一〇二四頁、東京地判昭和三二・六・一三判例時報一二二号三三三五頁等がある。学説的には、客観説の立場からすれば、これを認めるが、主観説の場合は、一〇条の類推適用を認めず、外観法理、或いは善意取得で説明し、結論は同じとしている）。これらの場面について、一〇条の適用ないし類推適用を認めたのも、取引の安全保護すなわち転々流通する手形を善意で取得した第三者を保護すべき見地からであり、したがつて、その類推適用される基

盤は手形が流通におかれている場合であることは、注意を要する。

これに対して、本件の場合は、Y・Aは白地手形の共同振出人、Xは受取人としてそれぞれ認定されているのであるから、手形法一〇条により保護されるべき対象である善意の第三取得者は存在しない。したがつて、判旨は、一〇条規定の補充権濫用の問題としてこれを論ずるのであれば、類推適用が可能であることの根拠を示す必要がある。

㈡　次の問題は約束手形の共同振出の問題である。手形の共同振出は、古くから判例により認められており（大判明治三七・一二・六民録一〇輯一五五七頁）、学説もこれを認めることに異論はない。しかし、約束手形の共同振出について、その共同振出が複数人によつてなされた一個の手形行為か（竹田・手形法小切手法八九頁、大隅・民商四六巻二号三六九頁、上柳・論叢六六巻二号一〇〇頁）、あるいは数人の振出は各自独立の手形行為であるか（鈴木・前掲二一八頁、塩田・手形法小切手法講座二巻一〇五頁等がある）、学説の理解が異なつているところである。

この点、判旨は数個独立の手形行為が存するとの立場を採りながら、白地手形の共同振出の場合は、その数人数個の手形行為について、補充権の存否・内容も各自独立することを前提として理論構成をなしている。約束手形の共同振出についての手形行為の個数ないしは独立性の理解の仕方の論争はさておいて、その権利内容まで異なつてくるとの説明は、理解しがたいところである。約束手形の共同振出の場合は、時を異にする共同振出（最判昭和三九・四・二一民集一八巻四号五五二頁）あるいは異なる振出日を記載することを認める学説はあるが（数個の手形行為説にしたがえば、これを認める見解もある。例えば、村松・金融法務事情三八八号二二頁。しかし一個行為説ではこれを許されない）、共同振出人各自について、異なる満期日・金額を記載することも許されるとする論説は見当らない。特に金額の記載は単一でなければならないはずである。そうでなければ、当事者は何を共同振出することになるのであろうか。金額の記載を異にすることが許されるとすれば、手形の信用をより高め、その流通を一層容易ならしめるとの共同振出制度の本旨とも反することになる。すなわち、約束手形の共同振出は、所持人からの請求に対し振出人各自が手形金額全額について支払をなすべき義務を負担するところに制度的メリットがあるのであつて、もし、単一の手形金額ではなく、振出人各自の負担額をそれぞれ手形上に記載することが認められるものとすれば、手形所持人の有する権利は確定できないことになろう。このように共同振出人各自の負担額を異にする手形は、単純性・明瞭性の原則に反し、手形関係を不明確ならしめるものであるから、無効と解さなければならない（この場合は手形法六条に規定される金額記載の差異の問題ではない）。このことは白地補充権の内容の場合においても同様である。補充権が各共同振出人について別々に成立し、その内容もさまざまになりうるものとすれば、補充権の行使によつて、補充された金額がちがつて来るから、そのような白地手形は右と同様の理由によつて無効と解するほかはない。一枚の白地手形について、それが共同振出人より振出されたからといつて、数個の補充

権それぞれが内容を異にして存在するということは考えられない。

約束手形の共同振出において、いずれの手形理論をとろうとも、共同振出行為の行為個数の理解の仕方によっては、手形完成について説明をすることは簡単ではない。多数説である発行説を前提とすると、共同振出人の署名を併記するだけでは手形行為はまだ成立せず、受取人に交付された段階ではじめて成立することになる。したがって、もし一個の交付行為を各振出人が共同でなせば、共同振出行為はその時点で成立したことになる。しかし、実際上は、共同振出人の一人が先ず署名をなした上、手形を他の者に交付し、順次署名がなされ、最後の署名者がこれを受取人に交付するというのが通例であろう。

この場合に、共同振出人間の関係を考えてみると、内部関係としては、振出人として署名した後、手形を他の共同振出人に交付した者は、共同振出人の一人に受取人への交付を授権しているものと解される。その場合、授権された振出人は、他の共同振出人に対し、なんら手形上の権利を取得し得る地位にあるのではない。それらの行為は、手形行為の準備段階にとどまるものであるから、したがって共同振出人の相互間において署名した手形を他の共同振出人に交付することは、手形行為の要件たる交付とは解されず、単なる事実的な交付にすぎないからである。白地手形の場合も同様であって、共同振出人間において、未完成手形をその行使によって有効化しうる権限としてのいわゆる白地補充権を与えたり、受けたりすることも考えられない。そこにあるのは、単なる要件記載の権限か、あるいは受取人に対して白地手形を振出すことにより補充権を授与する権限を与えられているにすぎない。対外関係としては、授権された振出人が授権された権限に基いて、受取人に手形を交付したとき、共同振出行為が行なわれたことになる。この場合、共同振出における手形行為を個々独立の行為と理解すれば、授権された振出人は、他の共同振出人の代理人としてと同時に自分自身の行為として、受取人に手形を交付することになる。また、手形行為を一個の行為と解する立場に立てば、授権された共同振出人は全共同振出人の代表ないしは使者として同様の行為を行なうことになる。すなわち、共同振出人間の関係は代理ないしは委任の関係にすぎない。したがって、共同振出人の一人が、授権に反し、授権以上の金額を記入した場合、あるいはちがった内容の補充権を受取人に与えた場合には、明らかに、それは代理権ないし委任権限の違反の問題であるから、表見代理として民法一一〇条において解決されるべきことになる。

この構成によれば、本件の場合は、Yは無権代理であるとの理由で、Xの請求に対し、抗弁の主張をし得るが、これに対し、Xは表見代理の要件を立証して、Yに対し請求しうる。民法一一〇条においては、第三者は「権限アリト信スヘキ正当ノ理由」の有無を立証しなければならない。その立証責任は本人側にある。その点、白地手形について、手形法一〇条の要件との異同が問題となる。

さらに、民法一一〇条の問題にしても、手形法一〇条の問題にしても、正当事由の有無ないしは所持人の悪意重過失は、手形取得時点において判断されることには、異論がないところである。ところ

が、判旨は、XがAから本件手形を取得した後、Yに署名をもとめに行つたとき、振出人に直接照合しないことを重過失としている。本件白地手形の振出時点すなわちXの取得時点は、Aから最初に受け取つたときであり、したがつて本件では、その時の正当事由の有無を問題とすべきであつた。

一般に、約束手形の共同振出の場合は、手形券面上に記載された金額についてそれは不正な記載であつても、外観理論によつて保護され、又それは権限を有する人が記載したと信じて取得した場合、表見代理の法理により救われる場合も多い。白地手形の場合、共同振出人の一人から手形取得時点で授与された補充権が、正当な権限と信じても不思議はないから、民法一一〇条の規定により保護されるべきと考える。

したがつて、本件の場合、XはAからの手形取得時点において正当事由があれば結論は反対になる。

黄　清　渓

〔刑法　四五〕　強盗致傷が成立するとされた事例

（昭和四五年（あ）第一四〇四号、同年一二月二二日第三小法廷決定、棄却第一審東京地裁、第二審東京高裁集第二四巻第一三号一八八二頁）

〔事実の概要〕

第一審（東京地裁昭和四五年三月一八日）の認定した事実によれば次のとおりである。被告人は別れた妻への送金と、愛人との同棲費用の一部に充てる目的で昭和四四年九月一一日から同年一二月一二日までの間に前後一五回にわたり、いずれも自動車を利用し、夜間一人で通行中の女性からハンドバッグまたはショルダーバッグを「ひったくる」行為をくり返したものである。そのうち一〇件は窃盗、二件は窃盗未遂の罪により、残りの三件は、強盗致傷の罪により、それぞれ起訴され、一審で懲役六年に処せられた。窃盗および窃盗未遂罪と処断されたものは、夜間一人歩きの女性の所持するハンドバッグなどをひったくつて窃取に成功したか、あるいはその目的を果せなかつたという事案である。財物の侵害の他に被害者の身体的危険は何もなかつたとされたものである。

強盗致傷罪とされた三件についてもう少し詳しくみてみると次のとおりである。(1)（第四の事実）午後一〇時五分ころ、通行中の女性（当時三〇歳）に前方から普通乗用自動車を低速で運転して近付き、同女の右横に来たとき、「おい彼女」と声をかけ、同女が立ち止つたすきに、同女が右肘にさげていたハンドバッグのさげひもを